

# 東京都農地転用許可要領

平成17年4月28日16産労農振第2329号  
改正 平成22年2月25日21産労農振第1581号  
改正 平成28年4月1日27産労農振第1933号  
改正 平成31年3月19日30産労農振第2421号  
改正 令和4年3月28日3産労農振第2757号

## 第1 趣旨

東京都の農地転用許可については、農地法施行細則（昭和28年東京都規則第98号）及び東京都農地転用許可要綱（平成17年4月28日16産労農振第2320号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

## 第2 転用許可申請

### 1 申請者

#### (1) 代理人による申請

要綱第3の1による委任状に使用する印鑑は登録印鑑とし、印鑑登録証明書を添付する。

#### (2) 社会福祉法人設立認可前団体

ア 法人として設立認可される前に農地転用の許可を申請する場合は、設立予定法人名を付した法人設立代表者名で申請することができる。申請にあたっては、次の事項について法人設立認可申請との整合を図らなければならない。

(ア) 設立予定法人名

(イ) 法人設立代表者名

(ウ) 所在地

(エ) 事業計画

#### イ 添付書類

申請に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(ア) 規約

(イ) 事業及び役員について、総会等の議決行為のあったことを証する書面

(ウ) 法人設立認可の状況を示す書面

### 2 申請農地等

#### (1) 「農地等」の判断

転用しようとする土地が農地転用許可を要する土地であるかどうかの判断は、土地の現況を客観的に見て行い、登記簿上の地目では判断しない。

#### (2) 共有農地

ア 複数の者が所有する農地（以下「共有農地」という。）の転用許可申請は、原則として共有者全員の連名により行う。

イ 共有者の一部の者が転用許可申請を行う場合は、他の共有者全員の同意書を申請書に添付しなければならない。

#### (3) 一筆のうちの一部の転用

一筆のうちの一部を転用しようとする場合は、実測図により面積及び位置を明確にしなければならない。

### 3 申請書の添付書類

#### (1) 一時転用

申請内容が一時転用である場合には、農地復元後の営農計画書様式第1号を添付する。

#### (2) 法人の申請

施行規則第30条第1号により添付する書面は、法人の代表者氏名が記載されたものとする。

### 4 申請書の受理と審査

#### (1) 補正及び追完

農業委員会又は都は、申請者への申請書記載事項の補正又は添付書類の追完を指導する場合は、期日を定めて行うものとする。

(2) 農業委員会における申請書の審査、意見決定

要綱第3の2の(1)のイに規定する現地調査調書は、様式第2号による。

### 第3 転用許可

#### 1 指令書の交付

要綱第3の2の(2)のエにより交付する指令書は、法第4条の申請に対する場合は様式第3号、法第5条の申請に対する場合は様式第4号による。

#### 2 許可後の転用事業の促進

(1) 許可後の転用事業の進捗状況報告及び完了報告

要綱第4の1の(4)のアに規定する工事進捗状況報告書は様式第5号、工事完了報告書は様式第6号による。

(2) 転用事業の促進措置

ア 転用事業者が要綱第4の1の(4)のアに規定する工事進捗状況の報告を遅延したときにおいて、都が督促する場合は様式第7号による。また、転用事業者が計画どおり転用事業に着手していないときにおいて、都が工事遅延報告を督促する場合は様式第8号による。

イ 要綱第4の1の(4)のイにより文書で指導する場合は様式第9号、勧告する場合は様式第10号による。

#### 3 許可後の事業計画の変更

(1) 事業計画の変更申請

要綱第4の1の(5)のアに規定する事業計画変更申請書は、転用事業者が事業計画の変更を希望する場合は様式第11号、転用事業実施の促進措置を講じても許可目的を実現することが困難と認められる事業である場合において、転用事業者が許可に関わる転用目的の変更を希望する場合には様式第12号、当該転用事業者に代わって許可に係る土地について転用を希望する承継者がある場合には様式第13号による。

(2) 農業委員会における申請書の審査、意見決定

要綱第4の1の(5)のイに規定する農業委員会の意見書は、様式第14号による。

(3) 変更指令書の交付

要綱第4の1の(5)のウにより交付する指令書は、様式第11号の事業計画変更申請書に係るものは様式第15号、様式第12号の事業計画変更申請書に係るものは様式第16号、様式第13号の事業計画変更申請書に係るものは様式第17号による。

### 第4 違反転用

#### 1 是正指導

要綱第5の1の(1)に規定する違反転用是正指導書は様式第18号による。

#### 2 是正完了報告

要綱第5の3に規定する是正完了報告書は様式第19号による。

### 第5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、決定日から施行する。